

ここに  
注目!

# 労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中  
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

## 職業安定関係

### 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための 施策の推進に関する法律のポイント

第189回通常国会に議員立法として提出されていた「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律」（別名、同一労働同一賃金法。以下、本法もしくは法という）が、平成27年9月16日に公布され、同日施行となった。本法は、近年、雇用形態が多様化する中で、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在し、それが社会における格差の固定化につながることに懸念されていることに鑑み、それらの状況を是正すること等を目的としたものである。以下では、その内容について解説する。

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律について  
 (平27. 9.16 法律69)

向畑貴大 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

#### 1. 基本理念

本法は、労働者の職務に応じた待遇の確保等の施策について、以下の3点の事項を旨として行うことが基本理念として制定されている。

- (1)労働者が、その雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けることができるようにすること（法2条1号）。
- (2)通常の労働者以外の労働者が通常の労働者となることを含め、労働者がその意欲および能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労する機会が与えられるようにすること（法2条2号）。
- (3)労働者が主体的に職業生活設計（職業能力開発促進法2条4項に規定する職業生活設計をいう。以下同じ）[図表1]を行い、自らの選択に

応じ充実した職業生活を営むことができるようにすること（法2条3号）。

#### 2. 具体的内容

本法では、基本理念を旨にその他6点（下記[1]～[6]）の事項について、施策実現に向けた内容を明記している。

**図表1** 職業生活設計の定義  
 (職業能力開発促進法2条4項)

「職業生活設計」とは、労働者が、自らその長期にわたる職業生活における職業に関する目的の実現を図るため、その適性、職業経験その他の実情に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組その他の事項について自ら計画することをいう。

**[1] 国の責務等**

本法では、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策について、国・事業主・労働者の責務等を明記している[図表2]。

**[2] 法制上の措置等**

政府は、施策を実施するために必要な法制上、財政上または税制上の措置その他の措置を講ずることとしている(法4条)。

**[3] 調査研究**

国は、労働者の次の事項について、調査研究を行うこととした(法5条1項)。

- (1)雇用形態の実態(法5条1項1号)
- (2)雇用形態による職務の相違および賃金、教育訓練、福利厚生その他の待遇の相違の実態(法5条1項2号)
- (3)雇用形態の転換の状況(法5条1項3号)
- (4)職場における雇用形態による職務の分担および管理的地位への登用の状況(法5条1項4号)

そして、特に(3)の調査研究については、通常の労働者以外の労働者が通常の労働者への転換を希望する場合における処遇その他の取り扱いの実態、当該転換を妨げている要因等について重点的にこれを行うこととしている(法5条2項)。

**[4] 職務に応じた待遇の確保**

国は、雇用形態の異なる労働者についてもその待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う通常の労働者および通常の労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の推進その他の必要な施策を講ずることとした(法6条1項)。

また、政府は、派遣労働者について、派遣元事業主および派遣先に対し、派遣労働者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容および当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇および均衡の取れ

**図表2 国の責務等について**

国	施策を策定し、実施する責務を有する(法3条1項)
事業主	施策に協力するよう努める(法3条2項)
労働者	職業生活設計を行うことの重要性について理解を深めるとともに、主体的にこれを行うよう努める(法3条3項)

た待遇の実現を図るものとし、本法施行後、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずることとした(法6条2項)。

**[5] 雇用環境の整備**

国は、労働者がその意欲および能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の就業形態の設定、採用および管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずることとした(法7条1項)。

また、当該施策を講ずるに当たっては、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在する現状を踏まえ、通常の労働者以外の労働者の雇用管理の改善および通常の労働者以外の労働者から通常の労働者への転換が促進されるよう、必要な配慮を行うこととした(法7条2項)。

**[6] 教育の推進**

国は、国民が職業生活設計の重要性について理解を深めるとともに、労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるよう、職業生活設計についての教育の推進その他必要な施策を講ずることとしている(法8条)。

**3. 附帯決議の内容**

本法の可決に当たり、参議院の厚生労働委員会は11項目の附帯決議を行っている。法的な拘束力まではないが、政府は当該決議を尊重することを本法の施行に当たり求められる形となった。

また、当該附帯決議のうち6項目において「派遣労働者」という文言が使用されていることから、改正労働者派遣法の成立に合わせ、派遣労働者と派遣先の正社員との待遇格差の是正を推進していく意気込みがうかがえる内容となった。

その他雇用形態間で基本給格差を考慮しての特定最低賃金の活用検討や非正規労働者に係る均等・均衡待遇が個別に規定されている法律の存在や内容の周知の徹底などが附帯決議の内容となっている。

#### 4.実務への影響

本法の実務への影響だが、本法は国あるいは政府の責務を明らかにすることが主たる目的とされたものであり、本法そのものが企業の人事労務実務に直ちに影響を及ぼすとは考えにくい。しかし、今後企業に対して本法に関する行政指導あるいは調査等何かしらの働き掛けが行われる可能性も視野に入れておくといよい。また、企業の正社員転換や処遇改善に対する助成金関連の動向も併せて確認しておくといよいだろう。

### 労働関係法令一覧(平成27年9月分)

- [注] 1. 実務との関連性が少ないと思われる法令は割愛した。  
2. 省令は各省庁の略称の後に「令」を、同じく告示は「告」を付している。

名 称	日付・番号	概 要
<b>労政・勤労者福祉関係</b>		
①個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律	平27. 9. 9 法律65	個人情報の定義を明確化、「要配慮個人情報」を新設、その取り扱い方法を規定。個人を識別できないように個人情報を加工したものを「匿名加工情報」と定義、その加工方法や取扱方法を定める。これまで「個人情報取扱事業者」から除外されていた取り扱い個人情報が5000人以下の「小規模取扱事業者」についても「個人情報取扱事業者」に追加、「個人情報データベース等提供罪」の新設（施行期日：一部を除き、平成29年9月9日までに政令で定める日）
②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部を改正する政令	平27. 9.18 政令336	個人番号カード交付時に本人が市区町村に出頭する交付時来庁方式に加え、①申請時来庁方式、②居所経由申請方式、③勤務地経由申請方式を新設、民間事業者による個人番号カードICチップ内の空き領域の利用を可能とする（施行期日：一部を除き、平成27年9月18日）
③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令	平27. 9.18 内閣府・ 総務令2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令において新たに規定される「居所経由申請方式」により個人番号カードを交付する場合について、この方法により申請可能な事情や本人確認の措置を規定する（施行期日：平成27年9月18日）
④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令	平27. 9.18 総務令78	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令において新たに規定される「申請時来庁方式」による個人番号カードの交付方法について定め、個人番号カード交付時に行う暗証番号の設定に関する事務手続きについて規定、通知カードや個人番号カードの様式の改正等（施行期日：平成27年9月18日）
⑤事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について	平27. 9.28 特定個人情報保 護委員会告2	事業者が取り扱う特定個人情報について、漏えい事案その他の番号法違反の事案や番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合やそのおそれがある場合に必要措置や再発防止策等の報告を定める（施行期日：平成27年10月5日）